

平成 24 年度
八王子市包括外部監査の結果報告書
(概 要 版)

- ① 消防・防災等事業に関する事務の執行について
- ② 消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について

平成 25 年 1 月

八王子市包括外部監査人

公認会計士 中 井 義 己

目 次

I	外部監査の概要	1
	第1. 外部監査の種類	1
	第2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
	第3. 外部監査の実施期間	2
	第4. 外部監査の補助者	2
	第5. 利害関係	2
II	外部監査の方法	3
	第1. 監査の視点	3
	第2. 監査の範囲	4
	第3. 主な監査手続	6
III	監査結果の指摘及び意見	7
	第1. 総括	7
	第2. 消防事業に関する事務の執行について	13
	第3. 防災等事業に関する事務の執行について	23
	第4. 消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について	32

I 外部監査の概要

第1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件（テーマ）

1. 外部監査対象

- (1) 消防・防災等事業に関する事務の執行について
- (2) 消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について

2. 監査対象部

八王子市生活安全部

3. 外部監査対象期間

自平成23年4月1日至平成24年3月31日

ただし、必要があると判断した場合には、平成22年度以前に遡り、また、平成24年度予算の執行状況についても対象とした。

4. 事件として選定した理由

(1) 消防・防災等事業に関する事務の執行について

日常の市民生活において、市民の生命、身体及び財産は予期せぬ災害により襲われる危険性を背負っている。一昨年、未曾有の大災害となった東日本大震災は記憶に新しい。このような国家的対応が迫られる災害に遭遇することも、もはや想定外とは言い得ない状況となっている。

災害に関する市民の関心が急速に高まっているなかで、市民生活の最先端で行われている消防・防災等について、それらの事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等にしがたって執行されているかどうかについて検証し、併せてこれらの事務の執行が経済的・効率的で効果的に実施されているかどうかなどについて、外部監査を実施する意義は大きいものと判断されるため、特定の事件として選定するものである（生活安全部防災課）。

(2) 消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について

「八王子ゆめおりプラン」に掲げる市の都市像の一つである「安全で快適に暮らせる心やすらぐまち」の実現のために、市民が消費者として安全で快適に暮らせるための諸施策を実施している。犯罪の巧妙化や高齢化が進む中、それら諸施策の事業についての事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等にしがたって執行されているかどうかについて検証し、併せてこれらの事務の執行が経済的・効率的で効果的に実施されているかどうかなどについて、外部監査を実施する意義は大きいものと判断されるため、特定の事件として選定するものである。(生活安全部暮らしの安全安心課)

(注：生活安全部暮らしの安全安心課における事業のうち、消費生活センターの事業は消費者とし、それ以外の事業は市民とする。)

第3．外部監査の実施期間

平成24年6月1日から平成25年1月16日まで

第4．外部監査の補助者

寺田 聡 司	公認会計士
久保田 寛 志	公認会計士
松本 浩 幸	公認会計士

第5．利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

Ⅱ 外部監査の方法

第1．監査の視点

1．基本的視点

監査対象とした各事業について、次の3点を基本的な視点として、監査を実施した。

(1) 法規性の検討

消防・防災等事業及び消費者の生活安全対策等事業の事務の執行が、地方自治法、条例及びその他の法令に従い、適切に行われているかどうかを検討する。

(2) 経済性、効率性及び有効性の検討

消防・防災等事業及び消費者の生活安全対策等事業の事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているかどうかを検討する。

(3) 消防・防災等事業及び消費者の生活安全対策等事業への対応の検討

消防・防災等に関する施策及び消費者の生活安全対策等の施策に関し、八王子市の事務の執行がそれら事業にどのように配慮して行われているかどうかを検討する。

2．監査の具体的視点

(1) 消防・防災等事業の監査の具体的視点

生活安全部防災課を対象に下記事項を主な視点として、監査を実施した。

① 消防組織の検討

八王子市の人口・面積等に対し、消防組織は適正に配備されているかどうか

② 災害に対する市としての対応の検討

災害等の緊急事態に備えるために、八王子市は適正な計画・対応を行っているかどうか

③ 消防・防災等に係る事業費の検討

消防・防災等事業が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に運営されているか

(2) 消費者の生活安全対策等事業の監査の具体的視点

生活安全部暮らしの安全安心課（消費生活センター含む）を対象に下記事項を主な視点として、監査を実施した。

① 暮らしの安全安心課（消費生活センターを除く）の役割の検討

市民が、市民生活を安全安心に暮らせるためのまちづくりに、暮らしの安全安心課は適切に対応しているかどうか

② 消費生活センターの役割の検討

消費者行政の重要性が認識されているなかで、また、高齢者比率がますます高まっていくなかで、消費者の安全を確保するため消費生活センターが適切に対応しているか

③ 消費者の生活安全対策等に係る事業費の検討

消費者の生活安全対策等事業が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に運営されているか

第2. 監査の範囲

監査対象とした事業科目は以下のとおりである。

歳 出 監査対象である生活安全部が所管する事業科目は以下の表のとおりである。

(単位：千円)

款	項	目	細事業名称	平成23年度 決算額
防災課／消防事業				
消防費	消防費	常備消防費	常備消防費	6,002,269
		非常備消防費	消防団運営費	254,504
			消防団本部及び分団交付金	12,077
			出場手当	33,345
			訓練・研修等旅費	56
			消防ポンプ車等管理	12,804
			消防団音楽隊	1,704
			消防団機能別分団	134
			出初式	4,104
			消防団事務	3,821
		消防施設費	消防施設整備	84,393
			消火栓設置等負担金	51,180
			消防施設管理	393

(注) 「款・項・目」は地方自治法施行規則第15条に従った区分である。

(単位：千円)

款	項	目	細事業名称	平成 23 年度 決算額
防災課／防災等事業				
消防費	消防費	災害対策費	震 災 対 策	155,171
			防 災 倉 庫 整 備	23,194
			震 災 対 策 設 備	6,233
			防災行政ネットワーク整備	293,235
			水 防 対 策	6,791
			危 機 管 理	180
			気 象 観 測	3,960
			急 傾 斜 地 対 策	8,164
暮らしの安全安心課				
総務費	総 務 管理費	生活安全費	生 活 安 全 対 策	60,512
			生 活 相 談	11,947
			生 活 環 境 対 策	167
			消 費 生 活 対 策	49,841
			交 通 災 害 共 済 事 業	3,072
			防 犯 協 会 補 助 金	2,800
民生費	社 会 福祉費	社 会 福 祉 総 務 費	南多摩保護観察協会負担金	3,923

(注)「款・項・目」は地方自治法施行規則第 15 条に従った区分である。

歳入 生活安全部の歳入は、市債の発行及び東京都からの交付金等のみであり、これらは財務部財政課の管轄のため監査対象外とした。

第3. 主な監査手続

上記、第1. の監査の視点を満足するために次のような監査手続を行った。

1. 監査対象部署に対して、必要と考えられる資料の提出を依頼し、その資料の閲覧・分析の過程で質問等の監査手続を行った。
2. 消防・防災等事業及び消費者の生活安全対策等事業に係る事業の予算・決算の状況等について、市担当から説明を受け、必要な質疑応答を実施した。また、必要な資料を確認した。
3. 消防・防災等事業及び消費者の生活安全対策等事業に係る事務の執行について、経済性・効率性及び有効性の面からの検証を行うため、これらの事業において、どのような業務処理や業務改善等がなされているかについての質問及び調査・分析を行った。

Ⅲ 監査結果の指摘及び意見

監査結果の指摘及び意見については、監査対象とした事業別に区分して記載している。監査対象全体を通じた監査の結果については、「第1．総括」に記載している。

「指摘」とは、財務に関する事務の執行等において、違法または不当等があるなど是正・改善を求めるものである。

「意見」とは、財務に関する事務の執行等において、違法・不当等には該当しないが、今後の組織運営上の観点から改善が望まれるものである。

「措置済事項」とは、「指摘」あるいは「意見」に該当する事案のうち、本報告書作成前に改善されたものである。

実施した監査手続の概要については、「Ⅱ 外部監査の方法」の「第3．主な監査手続」に記載している。

第1．総括

(1) 監査対象とした事業の全体的評価

監査対象とした各事業について、全体としては次のように評価することができる。

生活安全部が執行している事業は、市民が重大な関心を持っている事業といえる。すなわち、火災に対する備え、災害に対する備え、そして犯罪等に対する備えは、市として安全安心なまちづくりの都市像をめざすためには欠かせない事業である。

第一に、火災に対する備えである消防事業は、東京都に委託している常備消防と消防団結成による非常備消防により、市民の安全安心に貢献している。市はそのような消防事業に関して、特に非常備消防に関して指導的役割を担っていることは評価できる。しかし、個別意見で述べているように、市としての消防に対する責任を十分に果たすために常備消防組織や非常備消防組織に対する関与などもっと積極的な対応をすることが望まれる。

第二に、災害に対する備えである防災事業は、市の組織のみならずその他の関係機関等も巻き込んで実施しなければならない事業である。そのための基本方針を定めるものとして、市は、防災のための包括的な防災計画として八王子市地域防災計画を策定し、実施している。地域防災計画の策定及び修正は防災会議の役割とされており、防災課はその事務局としての責務を担っている。さらに、防災課は災害対策事業や市民に対する啓発・広報などを事業として実施している。被害を最小限に抑えるためには、災害発生前に市民が準備しておく（市民意識及び備蓄物資等）こ

とが最大の方策であると言っても過言ではない。そのような観点から、防災課の役割は重要である。

一方、防災に関連する市の予算は、地域防災計画に関連する各所管部局に振りあてられており、防災課の予算は八王子市の全体予算から考えるとそれほど多額ではない。また、市民意識の高揚等の事業については、多額の支出を伴うものではない。言いかえれば、防災課は自助のために如何に貢献するかではないだろうか。

そのような現状の中での防災課の活動は一定の評価ができるが、災害に関する地方自治体の責務がますます大きくなっていくことを考えると、東京都との連携を含めて組織的な対応が可能となるような体制を構築することが期待される。

第三に、消費者の安全安心対策等事業は、安全・安心のまちづくり及び消費者保護のための事業を行っている。近時、人口の増加や高齢者割合（65歳以上を想定）の上昇にも拘わらず犯罪発生率は減少の傾向にあり、安全パトロール等犯罪阻止の業務の実効性が高まっているものと思われる。一方、消費生活センターは、相談員・専門家による相談業務がかなり活用されており、消費者のための事業として評価できる。今後、市は限られた予算の枠内でいかに効率的に有効な消費者行政を実施していくか、重要な課題と考えられる。

(2) 指摘、意見及び措置済事項の一覧

「(1) 監査対象とした事業の全体的評価」の前提となった個別の指摘、意見及び措置済事項の一覧は表1のとおりである（頁は報告書本体の頁を示している）。

表1

事業の内容	区分			頁
	指摘	意見	措置済	
1. 消防事業に関する事務の執行について				
(1) 常備消防事務の委託に関する事項				
① 常備消防委託費の妥当性の検討について		○		75
② 常備消防に関する情報の市民への開示について		○		76
(2) 消防団員の入団・退団・階級変更の管理について				
① 暴力団排除条例への対応について		○		79
② 退団申請書の承認について		○		80
③ 階級変更申請書の承認について		○		80

表 1

事業の内容	区分			頁
	指摘	意見	措置済	
(3) 団員報酬の支払管理について				
① 消防団員報酬の源泉徴収漏れについて	○			82
② 消防団員報酬の給与支払報告書の提出漏れについて	○			82
(4) 出火出場手当・特別警戒等出場手当の支給管理について				
① 団員から分団長への上場手当等の受領委任について		○		84
② 八王子市消防団各種警戒等出場基準の定員制と出場手当の支給について		○		85
(5) 退職報償金の支払について				
① 退職報償金の源泉徴収漏れについて	○			86
(6) 消防団交付金の管理について				
① 各部交付金の証憑保存について	○			92
② 分団長による各部交付金の調査の実効性について		○		94
③ 分団交付金交付基準の遵守違反について	○			94
④ 交付金で購入した備品の備品台帳への登録漏れについて		○		95
⑤ 証拠書類としての領収書について		○		96
⑥ 分団交付金の審査及び内部監査の実効性について		○		97
(7) 市が直接支出する物件費について				
① 競争見積りによる随意契約における不適切な事務処理について			○	99
(8) 備品の管理について				
① 購入等による受入時の記録について		○		101
② 備品台帳と現物の照合について		○		101
③ 分団器具置場の物品棚卸結果について		○		102
(9) 非常備消防（消防団）関係の消防設備について				
① 消防器具置場の耐震化への対応について		○		110

表 1

事業の内容	区分			頁
	指摘	意見	措置済	
(10) 消防団員の条例定員数について				
① 消防団員の条例定員数の見直しについて		○		115
(11) 消防団本部において据え置かなければならない資料について				
① 消防団本部において据え置かなければならない資料の見直しについて		○		117
(12) 他自治体との相互応援協定について				
① 近隣市町村との消防団相互応援協定の締結について		○		119
2. 防災等事業に関する事務の執行について				
(1) 防災会議について				
① 防災会議と地域防災計画の PDCA サイクルの関係性について		○		121
(2) 地域防災計画について				
① 地域防災計画に対する防災課の責務について		○		125
② 地域防災計画に係る目標項目の設定について		○		125
(3) 自主防災組織について				
① 助成に係る組織間格差について		○		129
② 活動状況の把握について		○		130
(4) 起震車について				
① 委託業者からの入手資料について		○		138
(5) 家具転倒防止器具助成について				
① 個人情報の管理に関する事務について		○		139
(6) 八王子防火防災協会補助金について				
① より効果的な補助金のあり方の検討について		○		140
(7) 防災倉庫に保管する備蓄品について				
① 備蓄品の各倉庫への割り振りについて		○		148
② 仮設トイレの備蓄量の算定について		○		148
(8) 防災倉庫の管理について				
① 防災倉庫の修繕管理表の作成について		○		149

表 1

事業の内容	区分			頁
	指摘	意見	措置済	
② 要修繕箇所の対応について		○		150
③ 入札金額の乖離がある場合の検討過程の文書化について		○		150
(9) 地域配備消火器等について				
① 消火器の棚卸作業の必要性について		○		153
(10) 飲料用貯水槽について				
① 資格証明の入手について			○	155
(11) 地域防災無線更新について				
① 通信不能な無線局について			○	159
(12) 防災行政無線及び地域防災無線の管理について				
① 「ディーゼル車規制適合車による配送」に伴う契約の留意事項について	○			160
② 業務委託内訳書のひな型について			○	161
③ 機構点検のスケジュールについて		○		161
④ 機構点検結果のフィードバックについて		○		162
⑤ 機構点検とバッテリー交換業務の効率的な実施について		○		162
⑥ 管理運用規程の運用状況について		○		163
(13) 特設公衆電話整備について				
① 今後の設置スケジュールの明確化について		○		165
(14) 協定書の締結について				
① 協定書の管理方法について		○		171
3. 消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について				
(1) 「八王子市安全・安心まちづくり指針」の見直しについて				
① 「八王子市安全・安心まちづくり指針」の見直しの必要性について		○		173
(2) 安全パトロールカー管理について				
① 車両の交換方法について		○		175
(3) 委託業者の管理について				
① 車両の整備について（ドライブレコーダー）		○		177

表 1

事業の内容	区分			頁
	指摘	意見	措置済	
② 委託業者の業務の監視について（GPS 機能付き携帯電話）		○		177
③ 委託者としての業務記録の管理について		○		177
(4) 防犯カメラ維持管理経費補助金について				
① 防犯カメラ維持管理経費補助金の交付者としての関与について		○		179
(5) 生活安全対策協議会について				
① 生活安全対策協議会の開催について		○		180
(6) 生活相談事業について				
① 一般相談業務に係る相談窓口の案内方法について		○		181
(7) 交通災害共済事業について				
① 制度への意見について		○		182
(8) 消費生活相談について				
① 消費生活相談に係る守秘義務について		○		183
(9) 消費生活保護対策事業のあり方について				
① 交付期間終了後の課題について		○		187

事業別指摘、意見及び措置済事項件数

監査対象とした事業	指摘	意見	措置済事項	合計
消防事業	5	18	1	24
防災等事業	1	20	3	24
消費者の生活安全対策等事業	0	11	0	11
合計	6	49	4	59

第2. 消防事業に関する事務の執行について

1. 常備消防事務の委託に関する事項

【意見1】常備消防委託費の妥当性の検討について

常備消防委託費について、市は、これを負担金の性質に近いものとして解釈しているため、計算根拠も含めて委託費が妥当であるかどうかについて検討を行っていない。また、東京都への委託事務の管理に係る収支についても「消防委託事務の管理に係る収入及び支出の明細」を入手するのみで、その内容が適正かどうかについての検討も行っていない。

市は常備消防委託費に関する予算の執行にあたり、受託者の業務が適切に遂行され、委託費が市の受けたサービスに見合ったものであることを確かめる必要がある。したがって、受託者から提示される「消防委託事務の管理に係る収入及び支出の明細」について詳細に検討し、非効率な消防事務が行われていないかチェックする必要がある。非効率な消防事務が行われていた場合には、それだけ市の負担額（委託費）が増加するからである。

また、市はその区域の消防を十分に果たすべき責任があるため（消防組織法第6条）、常備消防についても第一義的な責任がある。そのため、常備消防事務が市のニーズにマッチした形で有効に遂行されるよう、市は受託者の消防事務を管理監督しなければならない。

常備消防の委託事務が効果的かつ効率的に実施されることを確保するため、市は受託者の消防力を適時かつ詳細に把握し、計画の策定や方針の決定については積極的に関与することが望まれる。また、委託事務の結果である「消防委託事務の管理に係る収入及び支出の明細」についても詳細に分析し、非効率な収支はないか委託者としてのモニタリングを強化することが望まれる。そのうえで、常備消防事務の委託費について、市が享受したサービスに応じて適当な額であったかどうか、分析・検討することが望まれる。

【意見2】常備消防に関する情報の市民への開示について

常備消防は、委託事業とはいえ八王子市の消防力の中枢をなすものであり、その委託金額は23年度決算額6,002百万円と消防費全体の実に約86%を占めている。

現状では、市のホームページにおいて、常備消防を東京都に委託している旨の記載があるのみで、常備消防の委託に対する考え方が示されていない。市にとって、常備消防を委託化していることは、財政負担の軽減や消防の広域化によるメリットの享受などが考えられる。

市民にとって消防力は重大な関心事であり、委託金額の重要性からも経済性・

効率性・有効性の観点から委託していることの意義を積極的に情報発信することが望まれる。

2. 非常備消防費に関する事項

(1) 人件費

① 消防団員の入団・退団・階級変更の管理について

【意見1】暴力団排除条例への対応について

平成24年4月1日入団者について、暴力団関係者でないことを確かめたことを外形上確認することができなかった。しかしながら、東京都の暴力団排除条例は平成23年10月1日に既に施行されているため、それ以降、市は暴力団の排除に努めるべきであったことや、他市において暴力団員が消防団員となっていた報道があるなど暴力団排除に対する市民の関心も高いことなどから、既存の団員も含めてしっかりとした調査を行うことが望まれる。

また、当該調査は、毎年実行した方が望ましいと思われる。団員の境遇が変化し入団後に暴力団関係者と認定される可能性もあるからである。この場合には、現在も行っている毎年の職業調査を利用することが効率的であるが、現行の調査書は単に団員の職業を調査するのみで暴力団関係者か否か確認できるフォームにはなっていない。規制の対象は、暴力団員のみならず、暴力団の威力を利用できる者や暴力団員と親密な者なども含まれているため、単に職業が暴力団組員でないことを確認しただけでは、暴力団排除条例に対応した確認をしたことにはならない。調査にあたっては、調査様式を暴力団排除条例に適応した形に見直すことが望まれる。

【意見2】退団申請書の承認について

退団の処理は、分団長から提出される退団申請書（「団員の退団について」）の情報に基づいて行われるが、退団申請書に団長他いかなるものからも承認された証跡がない。退団者が退職報償金の支給基準を満たしていない場合には、支給のための手続がないため、退団者本人の意思を確認することができず、したがって、退団申請書の是非を追認することもできない。退団申請書の申請者を部長との連名としたり、退団申請書を退団者本人の手書きにするなどの方法により、退団者本人の意思を確認できるよう業務フローや申請書のフォームを見なおすことが望まれる。

また、八王子市消防団に関する条例第6条及び第7条によれば、降格や罷免、懲戒の実行権限は、任命権者、すなわち消防団長にある（消防組織法第22条）。本来その権限のない分団長によって懲戒や罷免が行われることを抑止する、または、類似行為について少なくとも権限者である団長のチェックを介すため、退団申請書について消防団団長の承認を要するよう、業務フローを改善することが望まれる。

【意見3】階級変更申請書の承認について

退団申請書と同様、所属・階級の変更申請書についても、消防団長等の適切な第三者による査閲・承認の証跡がない。階級は、団員報酬や退職報償金等の計算に影響する重要な指標であるため、消防団長等の適切な第三者の承認を得たうえで、変更処理が実行されるよう業務フローを検討することが望まれる。

② 団員報酬の支払管理について

【指摘1】消防団員報酬の源泉徴収漏れについて

消防団員報酬の支給にあたり、所得税の源泉徴収が行われていない。

非常勤の消防団員の報酬については、所得税法基本通達 28-9 (2) において、「非常勤の消防団員が、その者の出動の回数に関係なくあらかじめ定められている年額、月額等によって支給を受ける報酬については、その年中の支給額が 5 万円以下であるものに限り、課税しなくて差し支えない。」とされている。しがたって、5 万円を超える団員報酬を支給する場合には、所得税を源泉徴収しなければならない。しかし、市ではこれまで、団員報酬について所得税の源泉徴収を行ってこなかった。

市は、所得税法に従って消防団員報酬から源泉徴収すべきである。なお、本報告書作成日現在において、市は、源泉徴収することを決定しており、平成 24 年 6 月 21 日に本団・分団長会議で事務局より説明を行っている。

【指摘2】消防団員報酬の給与支払報告書の提出漏れについて

市は、消防団員の報酬についての給与支払報告書を提出していない。税の公平性を保つため、消防団員の報酬についても給与支払報告書を提出しなければならない（地方税法第 317 条の 6）。

③ 出火出場手当・特別警戒等出場手当の支給管理について

【意見1】団員から分団長への出場手当等の受領委任について

出火出場手当等は、各消防団員に直接支給されず、各分団長に一括で支給された後で分配されている。

消防団員の出場手当等の支払請求権については明文の規定はないが、八王子市消防団に関する条例第 10 条第 2 項では、「消防団員が出火に出場し、または火災予防の警戒、風水害等の警戒防禦若しくは訓練に出場し、職務に従事する場合は、一回につき 2,500 円を超えない範囲内で市規則で定めるところにより手当を支給する。」と規定しており、当該条文からは、八王子市への出場手当等の支払請求権は、各消防団員が有していると考えられる。

したがって、各消防団員の委任や同意なしに分団長に手当を一括して支払った場合、万一その手当が当該消防団員の手が届いていない場合に、市は消防団員から別

途出場手当の支払請求を受ければ、これに応じざるを得ないものと解され、出場手当等の二重払いのリスクを抱えることになる。

このような二重払いのリスクを回避するため、消防団員の出場手当等を分団長に支給する場合には、委任状を入手するなどの方法により、文書によって事前に消防団員の委任の意思や同意を確認しておくべきである。

【意見2】八王子市消防団各種警戒等出場基準の定員制と出場手当の支給について

出場手当等は、「八王子市消防団各種警戒等出場基準」に基づいて支給しているが、当該基準には出場内容ごとに定員を設けられている。事務局では、出場人数が基準の定員よりも多く報告された場合には、事務局の判断により支給対象人員をカットし、基準の定員数分だけ手当を支給するとしているケースがある。その場合には、実際に出場した消防団員に対して、「八王子市消防団員出火出場手当及び特別警戒等出場手当支給規則」に則った支給額が支払われていないことになる。出場実績を修正して手当を減額するという方法には上記のように、そもそも合規制に疑念があることや消防団員のモチベーションの低下など他のデメリットを誘発する可能性もあることを考慮すると、まずは「八王子市消防団員出火出場手当及び特別警戒等出場手当支給規則」に則して、実際の出場人数を制限するよう事前管理を徹底すべきであり、出場実績があった以上は規則に則り手当を支給すべきであると思われる。

④ 退職報償金の支払について

【指摘】退職報償金の源泉徴収漏れについて

退職報償金の支給に当たって、退職報償金の額の20%の所得税を源泉徴収しておらず、退職報償金の総額を退団者に支給している。

源泉徴収税額は退団者が「退職所得の受給に関する申告書」を提出しているか否かによって異なり、退団者が退職報償金の支払いを受ける時までに「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合には、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額を課税退職所得金額とみなして、これに税率を乗じた額が源泉徴収すべき税額となる（所得税法第201条第1項）。一方、退団者がその支払いを受ける時までに「退職所得の受給に関する申告書」を提出していないときは、退職手当等の金額に100分の20の税率を乗じた額が源泉徴収すべき税額となる（所得税法第201条第3項）。八王子市は、これまで退団者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けていないため、後者に該当する。したがって、所得税法第201条第3項の規定に則り、退職報償金の20%を源泉徴収し納付する義務があった。

これについて、市では、平成24年度以降は退団者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けている。「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けた場

合には、退職所得控除額が退職報償金の額を上回ると思われるため、源泉徴収税額は発生しないこととなる。なお、「退職所得の受給に関する申告書」は税務署に提出する必要がある。一般職員の退職金の支給業務を取り扱っている職員課と連携をとるなどの方法により提出漏れがないようにする必要がある。

(2) 人件費以外

① 消防団交付金の管理について

【指摘1】各部交付金の証憑保存について

交付金を受領した分団は、予算執行の適正を図るため事業に係る帳簿その他の資料を常備しなければならない(補助金等の交付の手続等に関する規則第9条第2項)。また、市長は、交付金の額を確定するに当たっては、精算書等の審査等によって交付対象事業の成果が交付決定の内容及び交付条件に適合することを確認する必要がある(平成23年度八王子市消防団本部及び分団交付金交付要綱第8条)。したがって、分団長は、交付金の使途については、第三者がその適正性を確認できるよう、収支明細等の収支記録をつけ、その基となる証憑(通常は領収書)を備置、保存しておく義務がある。ここにいう証憑は、使途を確認できるものでなければならないため、外部証拠(消防団組織の外部から発行されたもの)でなければならない。

各分団が「補助金等の交付の手続等に関する規則第9条第2項」に則り、事業に係る帳簿その他の資料を常備するよう、指導徹底すべきである。

【意見1】分団長による各部交付金の調査の実効性について

防災課が消防団本部及び分団に提示している「平成23年度本団・分団交付金 精算時注意事項」では、各部交付金の取り扱いについて、まず各部交付金の執行は分団本部に準ずる旨を再確認のうえ、分団長に各部交付金使途明細書の内容を調査し署名・捺印することを求めている。現行制度では、市は、分団長による調査が適正に行われたことを前提に、分団交付金の精算に当たっては、各部の領収書を消防団本部または防災課に提出することを不要としている。

しかしながら、領収書の保存のない部においても、分団長の調査は実施され、実際の使途の正当性を判断する証憑が存在していないにもかかわらず、その使途明細書には分団長によって使途は正当である旨が記載されている。

市は、交付金の確定にあたり、その使途が適正であったかどうかを判断する必要があるため、まずは各部に対して領収書を必ず保存しておくよう指導を徹底する必要がある。そのうえで、分団長は、使途が正当であったかどうかだけでなく、領収書等によって使途内容を十分に説明できるかどうかにも留意して、各部交付金の調査を十分に行うべきである。

【指摘 2】分団交付金交付基準の遵守違反について

消防団長の立場から各種外部団体の長との会議や会合、来賓として招待されるなど年間多くの公務を行っているため、団本部交付金が消防団長のタクシー代として支出されている。消防団長という立場から、公務のためのタクシー利用することについて理解できるが、現行の「八王子市消防団本部・分団交付金交付基準詳細（例示）」において、行事等への移動のためのタクシー代については交付金の使途として認められない旨明記されていることから、交付金執行の合规性に違反していると言わざるを得ない。一方で、消防団長のタクシー利用が必然性もあるという市の主張も一概には否定しがたいと思われるため、現行の交付基準を早急に見直すべきである。しかしながら、消防団長のすべての出向に支出するのではなく、厳選しかつ精査することは言うまでもない。

【意見 2】交付金で購入した備品の備品台帳への登録漏れについて

八王子市物品管理規則では 50 千円以上の備品は、その品名・金額・供用場所その他必要な事項を財務会計システムに記録することとしている（八王子市物品管理規則第 5 条の 2）。備品として購入した場合は、財務会計システムに自動的に登録されるが、交付金を充当して購入した場合には、交付金の支出としか認識されないため、備品の登録が行われていない。市財産の適切な管理のために、交付金から支出した購入備品についても、財務会計システムへの登録・備品管理番号の現品への添付ができるよう業務フローを構築することが望まれる。

なお、本件は本来物品管理者たる防災課長により調査され、平成 24 年 9 月末までに会計管理者に報告されるべきものである（八王子市物品管理規則第 5 条の 2 第 3 項）。

【意見 3】証拠書類としての領収書について

領収書の発行者が部長・団長等の消防団員であり、外部証憑となっていないものが散見された。

内部関係者の発行した領収書は最終的な使途を証明することができないため、原則として予算執行の証拠とはなりえないことを、消防団分団のみならず、監査を担当する消防団本部、そして所管である防災課職員に十分周知することが望まれる。

【意見 4】分団交付金の審査及び内部監査の実効性について

分団交付金は、防災課が分団長から提出された精算書類を審査し、交付金の使途が交付目的に適合していることを確認のうえ、確定される。また、確定後ではあるが、消防団本部（交付金監査担当副団長 1 名）と事務局（防災課職員 2 名が担当）によって内部監査も実施されている。

交付金の使途の審査にあたっては、証憑や帳簿記録のない各部交付金の使用が看過されており、また、最終的な使途が明確ではない内部関係者発行の領収書が証拠書類として認められているなど、最終的な使途が不明瞭な事業についても交付金の確定が行われている。

分団長による適正な各部交付金の調査を前提にした防災課による分団交付金の審査も、また、交付金確定後に行われる内部監査も、最終的な使途が不明瞭な事業に対する交付金の確定を抑止できておらず、これらの統制の仕組みが有効に機能していたとはいえない。

市長は交付金確定にあたり、実績報告書等の審査及び必要に応じて行う実態調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及び通知に付した条件に適合するものであることを確認しなければならない（補助金等の交付の手続等に関する規則第 13 条）。また、分団交付金の審査は、消防団に関することであるため、防災課の分掌事務である（八王子市組織規則第 17 条）。

したがって、交付金の執行内容の審査は、本来防災課の責任において行うべきであり、現状の仕組みが有効に機能していない以上、例えば、各部交付金の収支明細や証憑類についても防災課へ提出を求めるなど、防災課が交付金の使途を十分に把握できるよう業務フローを改善することが望まれる。

② 市が直接支出する物件費について

【措置済事項】競争見積りによる随意契約における不適切な事務処理について

消防器具置場物品の購入に関する関係資料を閲覧した結果、契約締結伺書（業者選定書・予定価格調書・見積合せ経過調書）と見積依頼業者からの見積書が市担当課の同一の人物により記載されていると推定されるものがいくつか発見された。

これについて、所管課へヒアリングを行ったところ、急を要する場合には、見積額を電話で確認して見積合せを行い、決定業者のみに見積書の提出を請求し、もう一方の業者の見積りは職員が書き起こし、見積合せの根拠資料としていたとのことであった。しかしながら、このような方法では、決定業者以外に対しても見積りを行ったことを明示する証拠が保存されないため、競争見積りによる随意契約における事務処理として適切ではない。競争見積りによる随意契約の場合には、適正な競争原理のもとで契約が行われたことを証するため、すべての業者から実際に見積書入手・保存すべきである。

また、市職員により記入された見積書は、契約締結伺書（業者選定書・予定価格調書・見積合せ経過調書）に添付され、防災課で決裁を受けている。本来であれば決裁時に発見され改められるべき行為であり、これをこれまで発見・防止できなかった決裁行為の実効性にも疑念がある。

今般の包括外部監査での指摘を受けて、防災課では直ちに同様の事案の有無等につ

いて調査を実施し、改善措置を講じている。

③ 備品の管理について

【意見1】 購入等による受入時の記録について

平成 23 年度に取得した備品（予定価格が 50,000 円以上）について、その品名、金額、供用場所その他必要な事項が記載されているが、備品台帳を通査したところ過去に取得したものについて供用場所が記されていないものが多数ある。特に、防災課所轄の備品は点数も相当数あり、その供用場所も消防団器具置場や備蓄倉庫など多数に上る。そのため、供用場所の記録は、財産管理の備品台帳と現物のチェックを効率的に行うために不可欠な情報である。現時点で供用場所の記載のないものについては、早急に供用場所を調査し、備品台帳に記録する必要がある。

【意見2】 備品台帳と現物の照合について

備品台帳には供用場所の記載がないものが多数あるが、物品管理者である防災課長によると備品との照合作業は、この備品台帳を使用して全件現物と照合したとのことである。照合の証跡は保存されていないこともあり、作業の状況を確認することはできないが、備品の点数や供用場所の数から、所管の備品全品について現物と台帳を照合するには、かなりの工数がかかったはずである。また、この照合作業は八王子市物品管理規則に従い毎年行わなければならないため、業務を効率化する必要がある、経済性・有効性・効率性の観点から、見直しが必要と思われる。

例えば、まず備品台帳に供用場所を漏れなく記載し、そのうえで供用場所ごとの備品データを生成する。供用場所ごとの備品データごとに担当者を割り振り、手分けして現品との照合を行う。物品管理者たる所管課長は、抜き取り調査等により、担当者の照合作業の適否を判断し承認する。担当者の照合結果に基づき備品台帳の修正を行う、というような業務フローが考えられる。

業務フローの構築に当たっては、分担による照合作業の効率化だけでなく、物品管理者が自ら作業を行った場合と同等の心証が得られるよう担当者ごとの作業をチェックする体制が必要であることに留意しなければならない。また、作業内容を明確にするため、照合作業の手順は文書により据え置き、照合作業や承認の証跡は一定期間保存しておくべきである。

【意見3】 分団器具置場の物品棚卸結果について

毎年 7 月に、防災課は消防団に対し、消防団器具置場に保管されている市所有の物品について、その保有数を報告させている。しかしながら、消防団からの報告は棚卸時点の実数が記載されているのみで、本来あるべき残高との比較がなされていない。もとより物品の購入や廃棄を継続的に記録していないため本来あるべき残高

は把握されていない。各器具置場において、前年実数、購入等による増加数、廃棄等による減少数を記録した管理台帳を整備し、棚卸の結果はその管理台帳との比較で滅失した資産はないかどうかという検討も含めて報告されるべきである。

また防災課では、消防団からの物品調査の結果を集計するのみで、備品台帳との照合をしていない。物品の棚卸は、単にその時点の数量を把握するだけでは実施する意味はほとんどない。棚卸の結果と備品管理台帳を照合し、差異の内容を分析し、棚卸の結果を備品管理台帳に反映することに棚卸を実施する意義がある。これにより、棚卸時点で実在する備品が、漏れなく正確に備品管理台帳に記録されることになり、同時に不明な差異原因を分析することにより財産管理に役立つ情報を得られるからである。

したがって、消防団からの物品調査結果を備品管理台帳に反映できるよう業務フローを改善していく必要がある。そのためには、まず消防団の物品調査結果のうちどれが備品（購入時の予定価格が 50,000 円以上）であるかを明らかにできるように調査結果の報告書のフォームを見直し、そのうえで、防災課におけるその報告書と備品管理台帳との照合・承認手続を明確にしていく必要がある。

3. 消防施設費に関する事項

(1) 非常備消防（消防団）関係の消防設備について

【意見】消防器具置場の耐震化への対応について

第 9 分団第 7 部の消防器具置場の底地は、東京都南多摩建設事務所から占有許可を得て利用しているものであり、占有物件の構造の変更には所有者の許可が必要とされているため、市の一存で建物の構造を変更（耐震化）することができない。消防器具置場は地震災害時の重要な災害対策拠点となることを考慮すると、器具置場の耐震化は重要な課題である。

4. その他の事務に関する事項

(1) 消防団員の条例定員数について

【意見】消防団員の条例定員数の見直しについて

八王子市の消防団員の条例定員数は、平成 14 年の消防団員数を基礎として算定されたものであり、「整備指針」に基づいて算定されたものではない。また、「八王子市消防団運営検討委員会報告書（平成 14 年 8 月 20 日）」でも明らかのように、現在の定員数はあくまで暫定的なものである。

現在の定員数は、地域の通常火災に対応するための団員数や大規模災害時等における避難誘導及び消火活動等に必要となる団員数の積み上げによって計算されたものではないため、実際に大規模災害が発生した場合に、誘導人員が不足するなど防災活動に支障が生じる可能性がある。

「整備指針」に基づき、区域における消防の責任を十分に果たすために必要な消防団員の総数を算定し、現在の実情に応じた消防団員の定員数に改定することを検討されたい。

(2) 消防団本部において据え置かなければならない資料について

【意見】 消防団本部において据え置かなければならない資料の見直しについて

八王子市消防団の組織等に関する規則第9条によると、「消防団本部には次に掲げる文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。」とされている。

消防団本部に赴き資料の保管状況を観察したところ、名称が変更されているものやデータで保管しているもの、他の文書と兼用しているものなど規則上の取扱いと異なるものがあった。

八王子市消防団の組織等に関する規則第9条は、書類名や保管方法など、現時点の消防団本部の運営状況に即していない。消防団本部に求められる機能を果たすために必要な資料やその保管方法を再検討し、実状にあった規則に変更することが望まれる。

(3) 他自治体との相互応援協定について

【意見】 近隣市町村との消防団相互応援協定の締結について

八王子市に隣接する市町村のうち、福生市と檜原村とは、消防団相互応援協定を締結していない。

消防組織法第39条第1項は、市町村に消防に関して相互に応援するように努める義務を課し、協定の締結を待たずしても、国民生活の安全のため消防に関して各市町村が相互に協力することを求めている。また、同条2項でその協力関係を強固にするため、もしくは、個々の利害関係について事前に調整を行い、もって災害時の迅速な意思決定に資するため、市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる旨を規定している。

隣接地での災害発生時に相互協力が必要となることが想定される隣接市町村とは、可能な限り協定を締結しておくことが望ましい。消防団は消防署と連携しての消火活動が中心となるため、常備消防を委託している東京消防庁の貴市周辺での活動範囲をもって、消防団の活動に関する協定締結の要否を検討する必要がある。このような消防団員の活動範囲の明確化、団員の公務災害等に対応する環境整備等の観点からも隣接市町村とは相互応援協定を締結しておくことが望ましい。

第3．防災等事業に関する事務の執行について

1．防災会議について

【意見】防災会議と地域防災計画のPDCAサイクルの関係性について

災害対策基本法では、八王子市地域防災計画の第一義的な設定主体は八王子市防災会議である。その一方で、実質的な防災会議の運営主体、また八王子市地域防災計画の策定主体は八王子市防災課である。

地域防災計画のPDCAサイクルが防災課により実行され、それに併せる形で、防災会議において定期的な地域防災計画の評価結果及び今後の改善案についても、主たる議題のひとつとして取り上げ、十分に議論をする必要があるように思われる。

また、対応の一例として、防災会議の下部組織として防災計画の実行状況を検証・評価する小委員会等を設置することも考えられ、防災会議の有用性を維持することが望ましいと思われる。

2．地域防災計画について

【意見1】地域防災計画に対する防災課の責務について

地域防災計画で掲げられている関連業務は多岐にわたり、かつ、複数の所管課にわたっている。また、業務内容によっては、ひとつの所管課のみではなく、複数の所管課の連携によって達成が期待されるものもある。

一般的なPDCAサイクルの考え方は、地域防災計画の全体的な観点からも適用されるべきものであり、防災課が中心となって、地域防災計画全体の目線からその進捗状況をモニタリングする体制をより明確に構築すべきである。そしてその進捗状況を市民に周知すべきである。

今後、例えば「危機管理室」のような、各所管を越えて横断的な職務を担う組織も、検討の余地があると考ええる。

【意見2】地域防災計画に係る目標項目の設定について

地域防災計画のPDCAサイクルを有意義に実施するためには、各項目毎に何らかの指標をもって評価することが不可欠である。

しかし、地域防災計画に記載されているような防災関連の項目は、本質的にその目標設定を行うことが難しい。何故なら、防災に関しては、100%の満足が出来る類のものではないし、また、一般的な費用対効果の概念が馴染まないものと考えられるからである。

とは言え、市民に「地域防災計画」を周知し、一定の責任のもとで当該計画を進めていく限りにおいては、何らかの目標管理を行っていくことは不可欠であると考

える。地域防災計画の全体的な視点で、予算等のリソースの制約状況を加味しつつ、項目毎の一定の優先順位付けや行動目標を明確にしていくことが重要である。それは、予算項目とはならないもの（支出を伴わないもの）も含まれ、最低でも年 1 回は何らかの文書の形で取りまとめていく必要があるものとする。目標の数値化が容易でないものについては、定性的な行動目標をより詳細かつ具体的に設定することも考えられる。

また、そのような活動を、市民に対して広報することにより、市民アンケートで見られるような、施策の重視度に比べて施策の実現度が低い状況を改善することが期待される。

3. 震災対策に係る事業について

(1) 自主防災組織について

【意見 1】助成に係る組織間格差について

八王子市では、自主防災組織に属する世帯数に応じて、3 区分に分けた上で助成を行っている。

しかし、平成 24 年 6 月時点での実際の各自主防災組織の世帯数で試算した場合、1 世帯当たりの助成相当額について、助成相当額の最小値及び最大値は、

最大値：4,615 円（世帯数が 13 のケース）

最小値：68 円（世帯数が 2,050 のケース）

と、著しい開きが結果として生じている。

一律に世帯数に比例した助成が行われるべきという訳ではないと思われるが、各自主防災組織の活動実態に即した、より公平性の高い助成内容が望ましいと考える。

例えば、世帯数に応じた区分を現状の 3 区分から、もう少し区分数を増やし、よりきめ細かい助成を行うことが考えられる。

【意見 2】活動状況の把握について

市では、自主防災組織から活動報告書を定期的に入手することをもって、各自主防災組織の具体的な活動内容について把握している。当該活動報告書は、隔年で入手する助成申請書と併せて入手されている。

その一方で、八王子市自主防災組織に対する資器材助成要綱の第 8 条において、以下の規定がある。

第 8 条 組織及び組織の代表者は、次に掲げる活動を行わなければならない。

- (1) 助成資器材の定期的な点検を行うこと。
- (2) 防災資器材を活用した自主的な防災訓練を行うこと。
- (3) 八王子市で行う防災訓練及び防災に関する諸行事に積極的に参加すること。

上記要綱の規定内容を勘案すると、要綱に列挙された 3 項目を活動報告書のひな

型にあらかじめ明記しておくことが望ましいと考える。

また、活動報告書の入手状況については、隔年助成時には資器材助成申請書の裏面に活動報告が記載されることから、助成対象となる自主防災組織からは全て活動報告書を入手しているものと認められるが、隔年助成に該当しない年度の自主防災組織からは、その入手状況は芳しいとはいえない。結果的に、活動報告書を一年おきに提出している自主防災組織もある。そのような場合には、少なくとも、活動報告書には直近2年間の活動を報告してもらうべきである。

市の努力をもって、現状の自主防災組織の結成率は相応のものになっているものと思われる。また、今後のその結成率は、年々高まっていくことも想定される。

そのような現状を踏まえると、今後において市が果たすべき役割は、自主防災組織の普及のみならず、自主防災組織のより有効かつ効果的な運用を促すことである。その意味においては、現在行われている活動報告書の入手事務は、市が行っている関連事務の中で軸となる事務手続きであり、その事務手続きの有効化を図ることが重要であると考ええる。

特に、自主防災組織の活動を個々に見ていくのではなく、活動報告書を集約するなど全体的な観点から様々な切り口で分析・評価を行うという姿勢が重要であると考える。その分析・評価結果に基づき、積極的に自主防災組織に対して働きかけを行うことによって、一層の自主防災組織制度の充実を図ることが期待される。

(2) 起震車について

【意見】委託業者からの入手資料について

当該業務に関しては、車両の運転業務を含んだ他の委託業務で見受けられるような、委託業者から運行予定者の免許証や保険書類の入手を行っていない。

業務委託者としての監督責任の観点から、当該業務に関して当該免許証や保険書類を入手しなくても良い理由は特にないと思われるため、今後は免許証や保険書類を入手することが望まれる。

(3) 家具転倒防止器具助成について

【意見】個人情報の管理に関する事務について

八王子市においては、個人情報保護条例の適切な取扱いを行う観点から、平成18年1月17日付の文書「個人情報を取り扱う事務の委託に関する特記仕様書について(通知)」が各所管課に対して通知されている。

その通知のなかでは、平成18年度の業務委託契約より、個人情報に十分な配慮をするために作成した「標準特記仕様書」に準じ、必要に応じて特記仕様書を作成する等して事務の委託を行うように依頼している。例えば、委託業者から「機密保持誓約書」の入手を求める条項が盛り込まれている。

上記通知の趣旨を踏まえた場合、当該事務に係る個人情報の質的な重要性を勘案すると、個人情報の取扱いに関する関連条項を十分に折り込み、かつ、委託業者から「機密保持誓約書」を入手する方が、望ましいものと思われる。今後、防災に関する事業を行う上で、高齢者のみの世帯や災害時要援護者等を幅広くリストアップするような場合には、その個人情報の取扱いにおいては、より万全を期す必要があるものと思われる。

(4) 八王子防火防災協会補助金について

【意見】 より効果的な補助金のあり方の検討について

八王子防火防災協会の事業報告書を閲覧したところ、その支出項目のなかに、補助金の金額と近似した下記2団体への助成金が含まれていた。

- ・ 八王子女性防火協会
- ・ 八王子消防少年団

上記2団体の活動状況（収入・支出の状況）を把握し、全体的な観点から当該補助金のあり方を見直すべきであると思われる。場合によっては、上記2団体に対して、直接的に補助金を支出し、より効果的な補助金の支出を行うことを検討すべきである。

4. 防災倉庫整備に係る事業について

(1) 防災倉庫に保管する備蓄品について

【意見1】 備蓄品の各倉庫への割り振りについて

全体としては、概ね十分な量を備蓄しているものと評価出来るが、各倉庫への割り振りについては、特に明確な根拠等がない状況である。

あまり厳密な計算を行う必要性はないが、必要に応じて一定の考え方（例えば、単純な人口割等）に基づいて数量の算定、各倉庫への割り振りを行う必要があると思われる。

少なくとも、平成24年度において東京都が地域防災計画の見直しを行い、避難想定者数の上方修正を行ったため、市においても備蓄品を大幅に増やすことが予定されている。その際には、各倉庫の備蓄可能容量についても明確に把握しておく必要があると思われる。

以上の考え方のもと、計画的によりきめ細かい各防災倉庫毎の備蓄計画を策定し実行することが望まれる。

【意見2】 仮設トイレの備蓄量の算定について

仮設トイレについては、特に明文化されていないものの、実質的に1つの倉庫に3～5個を目安として備蓄している。しかし、平成24年3月末時点での備蓄数量で、

仮設トイレが2個以下の倉庫が3か所あった。

トイレの必要性は災害時の対応として重要であり、仮設トイレの備蓄数量について一定の目標値を設定することが望ましい。

一方で、仮設トイレの代替物となり得る、簡易トイレや薬品等による手段についても検討に値するものと市では考えている。

以上について総合的に勘案したうえで、本来あるべき仮設トイレの各倉庫別の備蓄量については整理していく必要があるものとする。

(2) 防災倉庫の管理について

【意見1】 防災倉庫の修繕管理表の作成について

防災課では、4～5年程度前から「防災倉庫修繕リスト」を作成し、当該業務の管理を行っている。当該リストでは、実際に行われた修繕内容や、日々の業務において気付いた修繕が必要と思われる箇所が、時系列に記載されている。

しかし、本来の防災倉庫の管理のあり方としては、管理の網羅性の観点からは若干不十分であるものと思われる。

網羅性の観点からは、最低年1回は倉庫内にある備蓄食糧の棚卸に行くため、その際に防災倉庫の全体的な状況の点検を行い、特に問題がない場合も含めて、その結果を一覧表の形式で取りまとめて管理していくのが望ましい。

防災倉庫の安全性に対する位置づけは、年々高まっており、定期的に万全の体制でチェックする体制づくりが求められているものとする。

また、要修繕箇所が判明した場合には、その状況のみならず、その発生原因についてもなるべく詳細に記録し、今後の業務運営にフィードバックしていくことが望まれる。

【意見2】 要修繕箇所の対応について

毎年2～3か所について修繕を行っており、随時対応しているものと認められる。しかし、「防災倉庫修繕リスト」において、要修繕箇所を把握しながら、実際の修繕を行っていないステータスのものがあつた。そのようなステータスのものについては、第一義的には優先的に対応すべきものであると考えられるため、修繕作業を保留していることに対する相応の理由付けに関して文書等を通じて明確にしておくことが重要である。

【意見3】 入札金額の乖離がある場合の検討過程の文書化について

業者間の見積りにバラつきが見受けられる場合には、その格差の内容も調査・分析し、コスト面だけでなく、作業の品質にも相応の気を配る必要があるものとする。基本的には、このような検討過程を文書にて残しておく方が望ましい。

5. 震災対策設備に係る事業について

(1) 地域配備消火器等について

【意見】消火器の棚卸作業の必要性について

個別消火器毎の使用期限に関する管理帳票を閲覧したところ、該当日付が古いままのものが散見された。これは、定期的に交換等の作業は実施されているものの、消火器の実所在地と管理帳票の所在地が更新されていないため、委託業者が、当該街頭消火器を作業の過程で識別できなかったからである。

保有資産に関して定期的に棚卸を実施することは重要である。今後の街頭消火器に関する事業については一定の見直しを行っていくこととされており、その観点からも、現状を正確に把握することは非常に重要であり、消火器の現物所在確認と管理帳票の更新をすることが必要である。

一度に全ての街頭消火器の現状を棚卸することは煩雑であるが、例えば、上記の管理帳票において該当日付が古いものから優先的に現状確認を行い、所管課の管理情報を随時アップデートしていくことが一案として考えられる。

(2) 飲料用貯水槽について

【措置済事項】資格証明の入手について

水質検査の業務委託において、東京都が発行している委託業者の建築物飲料水水質検査業登録証明書を入手している。その入手登録書を閲覧したところ、その時点について以下の相違が見られた。

報告書に記載されている検査実施日：平成24年1月18日から平成24年2月15日

入手している登録証の登録有効期間：平成24年3月8日から平成30年3月7日まで

これは、委託契約の締結時期と免許更新の時期が重なった結果の、委託業者の軽微な事務手続きの不備と思われるが、入手資料のチェック体制の充実化を図る必要があるものと思われる。

なお、本報告書提出日現在、適切な登録証（登録有効期間：平成18年3月8日から平成24年3月7日まで）は入手でき、委託業者の保有資格の適切性は確認できた。

6. 防災行政ネットワークに係る事業について

(1) 地域防災無線更新について

【措置済事項】通信不能な無線局について

平成23年度に設置した地域防災無線154件のうち3件について、平成24年10月末現在で通信不能の状態であった。担当者に確認したところ、設置後に発生した相手方施設の改修等による移設のため、防災倉庫に保管しているとのことであった。

当該 3 件は、いずれも防災関係機関のうち病院に係るものである。病院側との移設のスケジュール調整の結果とのことであるが、当該事業の重要性を勘案すれば、通信不能となるような状態は速やかに対処することが望まれる。

なお、本報告書提出日現在、通信不能の状態は解消している。

(2) 防災行政無線及び地域防災無線の管理について

【指摘】「ディーゼル車規制適合車による配送」に伴う契約の留意事項について

八王子市では、平成 19 年 1 月 22 日付けで『ディーゼル車規制適合車による配送』に伴う契約の留意事項について（通知）の文書が各所管課に対して通知されている。

その通知において、市が行う委託契約のなかで、自動車の使用が想定される全ての契約について以下の文言を仕様書に明記することが求められている。

「本契約の履行に当って自動車を使用し、または使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示または提出すること。」

防災行政無線屋外拡声子局機構点検委託仕様書を閲覧したところ、上記の文言が明記されていなかった。今後は、市の規定に従い、上記文言を仕様書において明記する必要がある。

【措置済事項】業務委託内訳書のひな型について

業務委託契約に関して、業務受託者は業務契約締結後、速やかに「業務委託内訳書」を業務委託者（八王子市）に対して提出しなければならない、とされている。「業務委託内訳書」とは、業務委託契約金額に関して、当該契約金額の費目別内訳を示したものである。

「業務委託内訳書」は平成 23 年度よりひな型が変更されており、一定の改善が認められる。特に、「@時間給」欄を設けたことは、業者選定の際に比較分析可能性の観点から一定の評価に値すると思われる。

しかし、平成 23 年 4 月 1 日付けで締結された防災行政無線保守点検委託契約に係る業務委託内訳書のひな型は、古い様式のものを使用されていた。

当該業務については、その特殊性から競争入札ではなく随意契約によっている。従って、業者との価格交渉については十分慎重に対応していくことが望まれる。

なお、本報告書提出日現在、委託契約に関する業務委託内訳書が新様式に変更されていることを確認した。

【意見1】 機構点検のスケジュールについて

市で作成している管理資料を閲覧したところ、防災無線を設置してから相当年数が経過しているにも関わらず、機構点検を実施していないものが散見された。例えば、設置後20年経過しているにも拘わらず、未だ機構点検を実施していないものが60台以上あるものと認められた。

直近の数年で相応数の防災無線の機構点検は実施されてきており、既に一定の改善は認められるが、今後はより計画的に点検スケジュールを管理・運用していくことが望まれる。

【意見2】 機構点検結果のフィードバックについて

防災行政無線の修繕作業自体は毎年相応数のものが行われているが、その修繕対象となる子局が機構点検作業の報告結果と整合していない状況が認められる。

実際の修繕作業は、上記報告結果よりも無線から流れる音声聞こえづらい等の市民からの要望を優先して行っているのが現状である。市民の声に対して即座に対応する観点からは、そのような現状は止むを得ないものと思われる。ただし、年次の定期点検業務を業者に委託している限り、当該業者から入手した情報についても一定の優先付けをした対応を行わないと、定期点検を業者に委託していること自体の実施意義が損なわれる恐れがある。

点検業務の結果報告書を入手後、修繕計画書を作成するなど確実かつ有効に実際の修繕業務にフィードバックできるような運用体制づくりが望まれる。

【意見3】 機構点検とバッテリー交換業務の効率的な実施について

機構点検及びバッテリー交換業務は、両者ともに同一の特定業者に業務を委託している。その際には、同じ防災行政無線を対象にしているにも関わらず、それぞれ独自の作業工程に基づいて業務を行っている。

両業務を上手く組み合わせることで、より経済的、効果的な作業が実現できるものとする。

【意見4】 管理運用規程の運用状況について

防災行政無線の管理については、別途定められた「八王子市防災行政無線局管理運用規程」に基づいて実施される。

具体的には、以下のような事項が定められている。

(1) 定期的な保守点検の実施

- ・ 毎日点検（所定の通信取扱責任者または管理者が実施）
- ・ 毎月点検（所定の管理責任者が実施）

- ・ 年点検（所定の総括管理者が実施）
- (2) 予備装置及び予備電源
 - ・ 毎月 2 回以上その装置を使用し、その機能を確認する
- (3) 通信訓練
 - ・ 総合防災訓練に併せた総合通信訓練
 - ・ 定期通信訓練（固定系：毎四半期ごと、移動系：毎月 1 回）
- (4) 研修
 - ・ 総括管理者が、毎年 1 回以上、通信取扱者に対して関連法令、管理運用細則無線機の取扱要領等の研修を行う

上記の管理運用規程に定められた項目の実施状況を検討したところ、一部の項目についてその実施状況が不明瞭であったり、そもそもの管理運用規程に記載された内容自体が実態に即していないと思われるものがあった。近年において、防災行政無線の整備状況の充実及び運用管理の徹底化を図っている傾向が見受けられるが、そのような実態と管理運用規程の内容が乖離している部分があるように思われる。

行うべき管理方法等を現状の実態に即した形で整理した上で、「八王子市防災行政無線局管理運用規程」の見直しを行い、規程と実務の整合を図る必要があるものと考ええる。

(3) 特設公衆電話整備について

【意見】今後の設置スケジュールの明確化について

現状において、特殊公衆電話は市内周辺駅近辺避難所に 50 か所（250 回線）設置されており、近隣都市の設置状況との比較では、その設置数については一定の評価ができるものと考えられる。しかし、市は、避難所として指定している市立小・中学校、市民センターの全てに特設公衆電話を設置することを目標としており、現状は未だ計画の途中段階である。

今後の設置予定に関しては、その時々他の業務や予算の兼ね合いもあり、明確なスケジュールがたっていない。防災関連業務の性質上、その優先順位付けについては非常に困難ではあるが、早期に残りの 76 か所に設置することが望まれる。

7. 協定書の締結について

【意見】協定書の管理方法について

協定書の管理・保管状態を検証したところ、以下のようなものが散見された。

- ・ 原本等の所在が即座に判明しないもの
- ・ 協定書が古い（例えば、30 年以上前に締結）が、その後において特に見直しの必要性の検討がなされていないもの

災害対策に係る協定書は、上記のように非常に多岐にわたるため、その全体的な管理についてはかなりの煩雑さが伴うことになると思われる。また、その協定書を締結する範囲や締結先の網羅性に関しても、同様である。

案件によっては、災害対策の所管課である防災課よりも、別の所管課の方が、事務手続きやその維持管理を行うにあたっては望ましい場合もある。その場合でも、最終的な管理主体となる防災課が全体を取りまとめ、協定書の一元管理を行う必要がある。

現在、防災課の方で協定書の棚卸作業を実施中とのことであるが、少なくとも、現状作成している管理一覧表に、締結年月日・担当所管課（協定書の原本保管場所を含む）の情報を追加した上で、協定書を全般的に取りまとめコントロールをする必要があると考える。

加えて、定期的に棚卸を実施し、必要な協定先の網羅性や協定内容のアップデートの観点を中心とした体系的な管理体制を構築する必要があるものとする。

第4．消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について

1．生活安全対策事業

(1) 「八王子市安全・安心まちづくり指針」の見直しについて

【意見】「八王子市安全・安心まちづくり指針」の見直しの必要性について

八王子市は、平成17年から平成24年までに、人口が約2万人増加しており、65歳以上の高齢者人口については約3万人も増加している。また、「八王子市安全・安心まちづくり指針」の基本理念を踏まえ、策定から7年余経過していることを考えると、検討結果の文書が残されていない以上、特段見直しの必要性がなかったという判断に疑念も生じてしまう。そのため、見直しの検討結果については、文書を残すべきである。

(2) 委託事業について（生活安全・安心指導員業務）

① 安全パトロールカー管理について

【意見】車両の交換方法について

安全パトロールカー（車両）の交換については、暮らしの安全安心課において交換方針を保有しているが、車両交換の判断は個々の車両状態によって行っている。安全安心のまちづくりを目指して市内全域のパトロールを実施するためには、パトロールカーの維持管理は必須である。定期的修理により維持は可能であるが、長期的視点で見た場合、車両の交換は不可欠であり、定期的・計画的に車両の交換を行うためには、暮らしの安全安心課だけが車両の交換方針を保有しているのではなく、

市全体に対し交換の重要性や必要性を積極的に明示し、安全な運行が可能な車両交換の体制づくりを推し進めることが望まれる。そのような適切な車両交換の体制の整備と運用が、市内全域パトロールの効果的な運用の確保と安全パトロールカーの適正な管理につながる。

② 委託業者の管理について

【意見1】車両の整備について（ドライブレコーダー）

市は委託者に対する監視機能を充実するために、平成22年3月にパトロールカーにドライブレコーダーを搭載することになったが、2号車に関しては、ドライブレコーダーが搭載されていない。

そのため、2号車で事故等が発生した場合、暮らしの安全安心課は、ドライブレコーダーでの事後検証を行うことができない。例えば、平成23年4月6日に発生した委託業者による物損事故（5号車）においては、ドライブレコーダーによって事故発生事実が明確となっている。

委託業者が起こした事故等に係る事後的な検証及び委託業者への牽制機能の発揮のためにも、全車両にドライブレコーダーを搭載することが望ましい。

【意見2】委託業者の業務の監視について（GPS機能付き携帯電話）

GPS機能付き携帯電話を用いた委託業者への監視活動については、監視方法等は起案書で取り決められているが事務処理要綱等がなく、また、検証範囲が膨大であり、検証作業を継続することが実務的に困難であるため、暮らしの安全安心課の担当者が行う作業として十分には確立されていない。

そのため、現状の監視方法のままでは、他市において発生した委託契約解除事例と同様の事例が八王子市で発生した場合に、十分な監督機能を発揮できない可能性がある。

委託業者へ効果的かつ効率的な監視活動を確立させるためにも、事務処理要綱等を整備し、暮らしの安全安心課の担当者が継続可能な監視方法を定めることが望ましい。

【意見3】委託者としての業務記録の管理について

市は、委託業者が犯した重大な業務違反や善管注意義務違反等について、委託業者から入手した顛末書により、記録の管理が可能である。しかし、口頭により行われる事項については、注意内容を文書等で残していないため、記録の管理ができない状況にある。

当該事項の記録は、委託業者への注意機能を発揮するために必要なだけでなく、それら事項が事件等の発生につながった場合に、市民への注意義務遵守の証明や今

後のパトロール活動に役立つ情報にもなる。そのため、提供した情報や軽微な誤りに対する注意事項の概要を内部文書として残すことが望ましい。

(3) 防犯カメラ維持管理経費補助金について

【意見】防犯カメラ維持管理経費補助金の交付者としての関与について

第7回開催の管理運用委員会では、警察・消防その他公共機関等からの要請により開示する録画記録の情報提供状況を定期的に報告するために、原則として年1回の管理運用委員会の開催を決定している。しかし、平成21年度及び平成23年度（第7回から第8回及び第9回から第10回までの期間）は委員会が長期にわたって開催されていない。

八王子市は、防犯カメラ維持管理経費補助金の交付者として、委員会の開催を継続的に呼び掛けるなど防犯カメラ設置団体への関与度合を高めることが望まれる。

(4) 生活安全対策協議会について

【意見】生活安全対策協議会の開催について

平成23年度の生活安全対策協議会は1回のみ、参加委員の人数は16人となっている。生活安全対策協議会委員は、多様な職種から選任されているため、年1回の開催のみでは委員会に参加することが困難な委員もおり、また、議事録の内容には、適時に対応すべき事項も含まれているため、年に複数回の定期的な開催を行うことが望まれる。

2. 生活相談事業について

【意見】一般相談業務に係る相談窓口の案内方法について

一般相談業務も専門相談業務と同様、ホームページ上の「各種相談」にて相談業務の一つとして取り扱い、全体的・抽象的なアドバイスを求める相談窓口を明確にすることで、市民は相談窓口をより円滑に利用することができ、一般相談業務の利用価値はさらに高まることが期待される。

3. 交通災害共済事業について

【意見】制度への意見について

「ちょこっと共済」の加入者獲得のための活動は非常に重要であり、八王子市は、広報はちおうじやホームページでの情報公開、加入キャンペーンやポスター等による広告活動などを積極的に行っているが、依然として加入者数及び加入率は減少傾向にある。

東京市町村総合事務組合の財政運営に大きな影響を及ぼし、「ちょこっと共済」の制度運営が行えなくなるような危機的状況を迎える前に、市は、東京市町村総合事

務組合に対し、制度継続の可否も含めて積極的な意見を述べる事が望まれる。

4. 消費生活対策事業について

(1) 消費生活相談について

【意見】消費生活相談に係る守秘義務について

相談者は、個人情報在今后の相談処理のために活用されるということよりも、どのようにして相談内容が保護されるかのほうが関心が高く、また、個人情報の流出等をおそれている潜在的な相談者もいると考えられる。

このような観点から、相談者目線での個人情報の取り扱いをホームページ上で記載している地方自治体もある。八王子市においても、当然、上記事例に則した取扱いがされているものと理解できるが、市民への周知という観点から、相談者の潜在的要望をより意識した個人情報の取り扱いに係る周知方法を検討することが望まれる。

(2) 消費生活保護対策事業のあり方について

【意見】交付期間終了後の課題について

八王子市が平成24年度に受領予定となっている地方消費者行政活性化交付金の額は、平成23年度の実受領額に比べて大幅に減少している。地方消費者行政活性化交付金の交付期間においては、主として、交付金が普及・啓発活動等の事業に充当されてきたが、受領額が縮小する平成24年度の予算では、普及・啓発活動等の占める割合が低くなっており、相談業務の占める割合が非常に高くなっている。また、地方消費者行政活性化交付金は平成24年度で交付期間が終了となることが予定されているため、現状の予算策定方針を鑑みると、普及・啓発活動等の占める割合の低さは今後変わらないと考えられる。

一方、八王子市は、消費者の自立支援を基本に、消費者の安全・安心な消費生活の実現を目的として、平成24年3月に「八王子市消費生活基本計画」を策定している。この「八王子市消費生活基本計画」では、相談業務だけでなく、普及・啓発活動等による消費者の自立支援も重要課題として掲げられている。

消費者が安全・安心な消費生活が送れるようにするためには、消費生活センターが、普及・啓発活動等を積極的に充実・強化していくことが重要であり、普及・啓発活動等を十分に行えないような状況では、消費者の自立支援を遂行できない可能性も考えられる。そのため、地方消費者行政活性化交付金の交付期間の終了後において、消費者の自立支援を遂行するためには、財源管理や相談業務の質の確保などの観点からの活動の検討が必要と考えられる（具体的な検討内容は報告書本体187,188頁に記載）。